

令和 2 年度 事業計画書

I・奨学生に対する奨学金の貸与

1. 貸与対象

- (1) 保護者が県内に住所を有する者
- (2) 向学心に燃え、優れた資質をもちながら、経済的理由で修学が困難な者
- (3) 専修学校（高卒）、短期大学（高専を含む）、大学（大学院）に入学する者

2. 貸与員数及び貸与金額

(単位：円)

区分	専修学校		短期大学		大 学		大 学 院		計	
	月額 50,000 円	月額 50,000 円	月額 50,000 円	月額 50,000 円	月額 50,000 円	月額 50,000 円	月額 50,000 円	員数	金額	
	員数	金額	員数	金額	員数	金額	員数	金額	員数	金額
令和 2 年度			2	720,000	4	2,400,000			110	65,520,000
	3	1,800,000			3	1,800,000				
	5	3,000,000	2	1,200,000	3	1,800,000	9	5,400,000		
					79	47,400,000				
令和 元 年度	1	600,000	3	1,080,000	4	2,400,000			107	63,480,000
					3	1,800,000				
	11	6,600,000			1	600,000	8	4,800,000		
	4	2,400,000	4	2,400,000	68	40,800,000				
30 年度			2	720,000	5	3,000,000			73	43,320,000
	8	4,800,000			58	34,800,000				
29 年度			4	2,400,000	6	3,600,000			82	49,200,000
					72	43,200,000				
28 年度			1	600,000	1	600,000			5	2,550,000
					※1	300,000				
					※1	450,000				
					1	600,000				
27 年度					1	600,000			1	600,000
計	32	19,200,000	18	9,120,000	311	186,150,000	17	10,200,000	378	224,670,000

1. 各校種の区分について

- (1) 専修学校の、下中段は3か年修学の医療学部生
- (2) 短期大学の、最上段は5か年修学の高等専門学校生
- (3) 大学の、最上段は6か年修学の医薬学部生、また上中段は3か年、下中段は2か年修学の編入生
※印は休学より復学した者の残貸与額

2. 貸与金額について（24年度から改正）

- (1) 専修学校・短期大学・大学（医薬学部を含む）・大学院

- ① 24年度採用生から 月額 50,000円 (年額 600千円)
 (2) 高等専門学校
 ① 1-3学年生 月額 30,000円 (年額 360千円)
 ② 4-5学年生 月額 50,000円 (年額 600千円)

3. 奨学生の採用数等

校 種	平成9年度から令和元年度		令和2年度	令和2年採用 後奨学生	備 考
	採用者	卒業・退学者	採用予定者		
専修学校	145	121	8	32	2. 3. 4か年修学
短期大学	52	48	2	6	2. 3か年修学
高等専門学校	27	17	2	12	5か年修学
大学 (編入)	26	22	6	10	2か年修学
大学	941	740	79	280	4か年修学
大学・医薬学	52	35	4	21	6か年修学
大学院・修士	120	112	9	17	2か年修学
大学院・博士	6	6	0	0	3か年修学
大学院・医薬部	1	1	0	0	4か年修学
大学院・航空科学	3	3	0	0	5か年修学
合 計	1,373	1,105	110	378	

- (注) 1. 選考委員会の開催の日時 (予定) 令和2年5月12日 (火) 10:00から
 2. 令和2年度選考後の奨学生数 (予定) は 378名

II・助成事業

1. 事業の対象

長崎県内の主として離島地域において、教育活動全般に関わる取り組みや、スポーツ・芸術・文化活動等の地域活性化に繋がる事業を行う学校、及び学校の管理下において活動する団体。

2. 事業の内容

- (1) 主として離島地域の小・中・高校及び特別支援学校が、単独または複数校連携して行っている、優れた教育活動に対する助成。
 (2) 主として離島地域の小・中・高校及び特別支援学校を対象として、各学校が希望する備品の寄贈。

3. 助成額

原則として1件あたり50万円以内で必要と判断される額。

4. 助成期間

原則として単年度とする。ただし、活動の内容により継続・隔年での助成も可能である。その場合は、5年、5回を限度とする。

5. 募集方法

本財団や関係機関HPに募集要項を掲載し、広く募集を行う。また、長崎県教育委員会、各市町教育委員会に募集要項等の関係書類を送付し周知を図る。

6. 応募方法

助成を希望する学校・団体は、学校にあっては校長等、団体は責任者を通して応募するものとする。応募書類の提出は、高校及び特別支援学校は直接長崎県教育委員会に、それ以外は各市町教育委員会を通して長崎県教育委員会に提出するものとする。

7. 選考基準

1. 活動の公益性
2. 児童生徒の参加状況
3. 地域における評価
4. 経費状況 等

8. 選考方法

長崎県教育委員会の推薦に基づき、本財団の選考委員会で助成先の決定を行い、助成対象の学校、団体名を公表する。

9. 応募の締め切り及び決定

1. 応募書類は5月末日までに長崎県教育委員会に提出する。
2. 本財団は6月中旬までに助成先の決定を行い、速やかに助成金を支給する。

10. 事業報告書等の提出

助成を受けた学校、団体は、本財団所定の事業報告書、領収書等必要な書類を3月末日までに本財団に送付する。